

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成29年5月17日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：田中委員長 他

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めたいと思います。

皆様からの質問をお受けしたいと思います。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。アベさん。

○記者 日経新聞のアベです。

今日、委員会で委員長が最後にお話しされた東電の新々総合特別事業計画について、何点かお尋ねしたいと思います。

指示の内容としては、共同事業体ができるときに柏崎刈羽の審査にどういった影響があるかというような指示だったかと思いますが、今日、こういう指示をした意図について、まず、なぜこういう話をされたのかということをお教えいただけますか。

○田中委員長 一般に誰が原子力発電所を責任を持って運転するかというか、運営するかということは非常に重要なことですが、特別事業計画、どう呼んだらいいのかわからないけれども、原子力発電については、共同事業体を作るとか、先ほども申し上げましたけれども、出資比率も50%に必ずしもこだわらないみたいな、50%以下という、多分、代表権的なものが、運営主体としての責任というのは誰が持つのかということの議論にもなってくるので、そうなってくると、審査をしている私どもとしては、前に1月にもちょっとその議論をしましたけれども、どう扱うかはちょっと考えなければいけないですよ。

その辺、急にそうなるのかどうか分かりませんが、そのあたりの状況を見ないと、今後、東京電力の審査をどう進めるかというところが、問題が起きてからでは遅いので、手戻りみたいになってしまいますから、そこのあたりを、一応、念のため確認しておいていただきたいということを申し上げました。

○記者 分かりました。

東電がどう考えているかというのは分かりませんが、例えば、例としては火力発電でいう「JERA」みたいな、そういうのを一つ想定できるかと思いますが。原子力事業でも、こうした事業体が出来るとき、これは審査を認めるかどうか。また、その懸念というのはどういったところをお考えになりますでしょうか。

○田中委員長 あれは中部電力と東京電力ですよ。多分、私の理解が正しければ、両方

が責任を持つのでしょうか。それでは、仮に原子力発電所、柏崎刈羽について、そういう事態が生まれたときに、今、東京電力だけを見て審査しているのだけれども、そうではなくなってくるということになりますので、そういうことがまず法的にできるかということも含めて、いろいろ検討しなければいけないことになるのだらうと思います。だから、1月にエネ庁から来てもらって確認したというところがありますので、その状況が変わらなければ、特に今、申し上げることはないと思います。

○記者 分かりました。

もう一点だけなのですが、これも仮の話になりますけれども、審査が合格した後、そういう運営が共同事業体に変えるという、そういうこともシチュエーションとしては考えられるのではないのかなと。例えばですけれども、柏崎刈羽で今の東電が安全審査はやるけれども、運営自体は共同事業体でやるというような切りかえというのも一つ考えられるのかなと思いますが、そうしたものは認められると思われませんか。

○田中委員長 今、認められるとか、認められないとかということをお願いされるほど何も分かっていないので、そう簡単にはいかないと思いますけれども、認められるか、認められないかということについては、ちょっと中身を見ないと分からないと思います。

○記者 分かりました。

○松浦総務課長 原子炉等規制法上は、会社分割であるとか、合併であるとか、原子炉の譲渡があれば、原子力規制委員会の許認可手続が必要ですので、今後、どういう形式でどういう共同事業体を作られるのか不明ですけれども、いずれにしても、具体化すれば、原子炉等規制法にのっとって、先ほど申しましたように、合併なり、分割なり、譲渡なりの審査手続が進むのだと。そういった意味では、法制上の手続ができておりますので、それに従って原子力規制委員会として判断していくということになると思います。

○司会 ほかに。では、前の共同の。

○記者 共同通信のスミです。

先ほどの質問と関連するのですが、新総特の関係で、もし東京電力の方で事業主体として変化があればということでしたけれども、新総特の概要を見るだけでも、先ほど委員長がおっしゃられたように、共同事業体でやるとか、資本についてもいろいろなお話があったと思うのですが、明らかにあることは間違いのないと思うのですが、状況の変化を見きわめてから審査を進めるという理解でよろしいのですか。そうすると、審査のペースが今よりも大分延びるという理解でよろしいのでしょうか。

○田中委員長 いや、そういうことは申しでなくて、一応、1月に確認したことで審査は進めていくのだけれども、そのことで問題がありそうかどうかということです。そのことを確認しておいてくださいということです。

○記者 問題というと、どこまでかは分かりませんが、大なり小なり明らかに、今、想定している東京電力とは変わってくると思うのですが、それがどこまで影響が

ありそうかということを確認するように事務方に指示されたということですか。

- 田中委員長 変わってくるかどうかは今は何も言えないですね。
- 松浦総務課長 委員長が指示されたのは、しっかり情報収集するよということですので、我々としても、事務方としても東京電力及びエネ庁に話をして、しかるべき時期に、またその点について委員会に報告するということを考えております。
- 記者 1月に、村瀬さんでしたか、エネ庁の方から説明を受けられたということでしたけれども、近くまたエネ庁の方を呼ぶというような段取りなのですか。それもまだもう少ししばらく後の話ですか。
- 田中委員長 全くそんなことは考えていません、今の段階では。書いてあること、あれはまだ申請段階だから、あれがどうなるかということもまだ見えないし、具体的にいつどうなるかということも分からないですから、今すぐ呼んで何か答えていただかなければいけないこともないし、答えられないのではないですかね。
- 松浦総務課長 いずれにしても、今、私の方から申し上げたように、今日、委員長から指示がありましたので、先ほど申し上げましたように、東京電力と資源エネルギー庁の方に話をしまして、必要があれば委員会に報告して判断を仰ぐということですので、まだまだ何か、すぐ呼ぶとか、呼ばないとか、そういった段階ではないと思っています。

○司会 あとは、では、新潟日報の。

○記者 新潟日報のナガノと申します。

今ほどの質問の関連、新々総特の関係で、新々総特の中で、東通原発でも他社と協力できる枠組みを作るみたいなことがありました。もちろん東京電力の東通というのは、まだ全然できていないし、中断していると思うのですが、こちらについて、もし受けとめがあれば、お聞かせいただけますか。

○田中委員長 私どもは東通については何も考えていません。東京電力からも何のあれもありませんし。

○記者 分かりました。

○司会 そのほか、NHKのハナダさん。

○記者 NHKのハナダです。

今日の規制委員会の定例会でEALの見直し改正案が示されました。定例会の中でも委員長は御所感を述べていたので、ちょっと繰り返しの部分があつて恐縮なのですが、今回の改正の意味を改めて伺わせてください。

○田中委員長 更田委員が非常に明快に説明していたと思いますけれども、やはり現実、つまりEALの発令というのは、地域の住民の避難とか、そういう実際のところにかかわってくることから、できるだけというか、本当に的確にアクションが起こされないといろいろな弊害が出ますので、そういう意味で見直しをしてもらったということです。

発足のいきさつもあるのですが、2013年3月にいわゆる今の指針ができていて、その後、7月にいわゆる原子炉の方の審査指針ができていたということで、実際に今回のデザインベースの対策とか、シビアアクシデント対策とかということ踏まえた防災指針になっていないところがあって、それを踏まえた形でのEALなので、少し福島事故のいろいろなことも引きずっていたことがあって、適切ではないところがあったものですから、それを見直してもらったということです。このことによって、本当に私はかなり的確なEALの判断ができるようになったのではないかという気はしていますけれども。

○記者 ありがとうございます。

○司会 そのほか。では、NHKのシゲタさん。

○記者 NHKのシゲタです。

高浜原発4号機についてお伺いします。今日、関西電力が5時ごろに原子炉を起動したいとしておるのですが、高浜原発をめぐる司法の判断で稼働ができない状態が続いていました。去年、大津地裁では、福島事故を踏まえた事故対策や津波対策、避難計画についても疑問が残ると。一昨年の福井地裁では、規制基準が緩やか過ぎて原発の安全性が確保されていないという判決も出ております。

規制委員会の新しい規制基準に合格しながら司法で原発がとまった、この高浜原発のケースについて、どう捉えていらっしゃるか、改めてお話を伺ってもよろしいでしょうか。

○田中委員長 司法の判断はいろいろだから、私の方から特に申し上げることはありませんけれども、高浜原発については、その上の高等裁判所で一応判断をされたということで、今回、動くことになったということだと思います。

○記者 地裁、高裁、違うところはあるのですが、裁判長とか裁判所によって判断が違う現状について、どうお考えでしょうか。

○田中委員長 それは私からいろいろ言うとは物議を醸しそうだから言いませんけれども、いろいろな方がいろいろな評価をしていると思いますけれどもね、我が国のそういった判断については。

○記者 分かりました。

あともう一点、高浜原発についてお伺いしたいのですが、4号機では、去年、再稼働する際、水が漏れたりとか、並列時にトリップをしてとまってしまうという事態が起きて、かつ、今年1月には構内でクレーンが倒れる事故も起きました。こういったトラブルや事故が相次いだ高浜原発をめぐる、関西電力に求めることが何かあったら、伺ってもよろしいでしょうか。

○田中委員長 いつも再稼働を始めるときには、小さなトラブルでも非常に国民とか住民の方に心配を与えるのだから、そういうことのないように十分に注意してやってくださいということは申し上げます。関西電力も同じだと思いますね。幸い今は九州電力

とか四国電力は、そういうことを克服してというのか、順調に運転してきていると思います。そういう積み重ねしか、多分、国民の信頼を得るというか、住民の信頼を得ることはできないだろうということは再三にわたって申し上げていますから、やはりそこを重く受けとめていただきたいと思います。

○司会 ほかには。では、『FACTA』のミヤジマさん、お願いします。

○記者 『FACTA』のミヤジマです。

5月14日の早朝に北のミサイル発射に対して、国内二十いくつの原子力施設は全く異常がないという、ERCが機能しているというメールをいただいておりますが、これはやはり当局として、要するに、ミサイル攻撃が当然あり得るというお考えでやっておられるのか。それから、当然ながら国会でも言われていて、レベルが高まっているわけですが、高まってきた場合には、防災の中でも、武力攻撃起因の防災訓練というのですかね、そういうのも必要だとお考えになっているのか。国会でも質問が出ていたけれども、特に今日のEALは、地元からしたら、そういうことについては全く書いていないわけなのですけれどもね、起因の問題については。その辺はどういうふうに、将来、これはさらにバージョンアップしないといけないとお考えになっているのか、伺いたいです。

○田中委員長 なかなか難しいですけれども、武力攻撃の事態もいくつかの段階があって、多分、政府がそれを判断するのだと思います。そういう事態が起きたときには原子炉は止めますよということになりますということを、国会でも私は申し上げます。武力衝突事態が発令される前に、原子力発電所、例えば、Jアラートとか何かで、何かあった場合には適切に、そこは判断してとめるなり、対処するということですね。切りがないのですね。一種の戦争状態というか、戦時状態みたいなことを想定して、原子力発電所だけが特別な対応をとらなければいけないということでは、非常に限界がありますので。ただ、今、原子力規制法と国民保護法とを適切に、我々の権限として活用できる方向で、できるだけ速やかにそういった事態に対処するようにということでは、いろいろ、内部では手順等も検討しています。

○記者 追加で1つだけ伺いますが、二十いくつの施設全部ではなくて、基本的には日本海側で、しかも、今回、高浜が動くわけですがけれども、やはり稼働しているものと。リスクは切りはないのですけれども、日本海側の原子力施設、集中立地しているところも含めてね。それと全然違うと思うのですね。だから、その辺は、今後国会でも問題になると思うのですけれども、日本海側については何がしか警戒を固めるというような、規制当局としても、その辺のお考えはないでしょうか。

○田中委員長 多分、日本海側だからどうということはないと思うのですね。上から降ってくるものですからね。特に日本海側だからということではなくて、もちろん稼働している炉について一番注意が要るわけで、そういう対応は考えていますけれども、日本海

側だからとか、地域を見てどうこうするというような、そこまで切迫しているとも思えないし、そういうことを求められたら、何か適切なのができるかということ、そう簡単にはできることではないと思いますので、こういう緊張した事態は早くなくなるようにしていただきたいというのが本音ですね。

○司会 ほかに御質問のある方は。では、あと3人ということで。では、マサノさん。

○記者 フリーのマサノです。

炭素偏析のその後について伺いたいのですが、フランスは日本鑄鍛鋼に対して、インゴットとレプリカを1つずつ作って破壊検査までするという命じられましたが、これについて情報をどの程度、田中委員長は御存じかということと、日本のその後はどうされているのかということをお聞かせください。

○田中委員長 フランス、ASNの対応については全部、一応、聞いています。ただ、フランスの場合は全部をやるわけではないのですね。今回問題になった日本鑄鍛鋼の中のところで、稼働は一応、認めただけでも、きちっと調べようという話ですね。日本の場合は、以前調べたところで、幸いなところにそういうところがありませんでしたので、今、日本で、特別にそのために何かすることは考えておりません。

○記者 それに追加なのですが、フランスでは当局に提出されたものと製品が違ったということで今のような事態になっているのですが、日本の規制庁として、なぜ製品と提出した書類とが食い違っていたのか。今、ほかのケースですが、刑事訴訟も行われていますが、鑄鍛鋼ではないところでですね。そういったことについて、鑄鍛鋼とアレバの関係で、なぜ提出されていた文書が違ったのかという聞き取りなどは少なくともされたのでしょうか。

○田中委員長 その事実は知っていますし、ASNに対してアレバが一種の食い違った報告をしていたという、そのこと自体は非常に大きな問題だと受けとめて、ASNは対応しているというのは知っていますけれども、うちがやることではないですね。フランスのことですから。

○記者 最後です、済みません。日本でも、廃炉が決まったものについては、特に玄海原発などでは破壊検査をすることを検討されていたと思いますが、研究レベルでとかいう言い回しだったと思いますけれども、これについて、その後、どのように検討が進んでいますでしょうか。

○田中委員長 まだ具体的には進展はしておりません。その可能性は否定はしていませんけれども、できればそういうことができたらいいとは思っていますけれども、必ずしも簡単なことでもないもので、事業者との共同研究みたいなものでないとできませんので、そこら辺は。

○記者 どの辺が難しいのでしょうか。つまり、フランスの場合は、わざわざこれから新しい製品を2つ作って、それで検査をすることになっているのですが。

- 田中委員長 それは問題になったからですね。玄海の廃炉になるものを使ってやろうということは、今後の高経年化の技術、知見を高めようということであって、炭素偏析の問題でやるわけではないのですね。
- 記者 炭素偏析の中で、廃炉するものについてはやっていくということを荒木課長が述べていらっしゃると思いますけれども、違うのですか。
- 田中委員長 もちろん炭素偏析が影響しているかどうかもその中でわかるかもしれないけれども、基本はやはり高経年化の問題なのですよ。
- 記者 では、炭素偏析の問題ではやらないということですね。
- 松浦総務課長 荒木課長の発言だったら、本人に確認してください。

- 司会 では、どうぞ。
- 記者 フリーのヨコタはじめですけれども、先ほどの北朝鮮緊迫化に関連して、これも国会で出た話なのですが、北朝鮮が攻撃する場合は、確かにミサイル攻撃は一つのパターンだと思うのですが、もう一つの懸念材料としては、日本海側にテロゲリラが上陸して原発テロを起こすと。先ほど防衛出動や武力衝突の話をおっしゃいましたが、その前に北朝鮮側が暴発して破れかぶれでテロをすると。だから、防衛出動前の話なのですが、これについては1994年4月の北朝鮮有事のときに、自衛隊の元陸幕長の富澤さんが警察庁の幹部から相談を受けて、日本海側の原発が狙われていて、警察だけでは対応できない、自衛隊に出動してもらえますかという問いに対して、いや、防衛出動が出ない前の治安出動は訓練していないのでできませんという答えをしているのですが、その辺の問題意識はお持ちではないのでしょうか。当時から今の状況が確実に改善されて、自衛隊がすぐ出動できる状態にあるのかどうか、御見解をお伺いしたいのですが。
- 田中委員長 セキュリティの問題だね、一種の。
- 記者 だから、原発テロが、そういうリスクがある中で、原発稼働をとめるどころか再稼働を認める姿勢はいかが。
- 松浦総務課長 (原子力災害対策) 課長の方から教えてください。
- 佐藤原子力災害対策・核物質防護課長 原子力災害対策課長でございます。
そのような武力攻撃とか、そういった話になりますと。
- 記者 武力攻撃の前のテロゲリラで、治安出動の場合。
- 佐藤原子力災害対策・核物質防護課長 テロについても、武力脅威事態というのですか、そういった対応を国民保護法なりで定義されているところでございまして、私どもは、いつも委員長が国会答弁で申し上げておりますとおり、原子力安全規制の中でそうした施設の安全確保というのはあると思います。ただ、例えば、今、御質問にあるようなテロとか、それ以前の、我々規制庁として予防的に判断ができないような情報ですね、そうしたものに対して、何か組織として対応するかというと、そこは私どもの所掌というか、対応ではなくて、また別途、防衛省なり、そうしたところが対応するような役割分

担ではないかと認識しているところでございます。

○記者 ですから、先ほどミヤジマさんがおっしゃったように、今、テロのリスクが高まっている、緊迫化している状況の中で、原子力規制委員会としては動かないのですかということなのです。勧告して、政府と一緒に、この事態を受けて原発をとめるのか、とめないのか、原発テロ対策をどう強化するかを話し合うべきだと思うのですが、そういうことをやっていないのですか。

○田中委員長 しません。セキュリティの強化はしていますけれども、細かいことは申し上げませんけれども。

○記者 今回の北朝鮮の緊迫化を受けて何か動かれたのですか。安倍総理とお話はなされたのですか。政府関係者と。

○田中委員長 していません。

○記者 やっていないのですか。日本国民の命と安全を守る責務を放棄しているのではないですか。

○田中委員長 あなたはそう思うかもしれないけれども、していません。

○記者 客観的にそうではないですか。若狭勝さんはミサイル攻撃の、それに対して全然答えていないではないですか。

○松浦総務課長 いや、もう答えています。

○司会 では、最後に、後ろの方、お願いします。

○記者 フリーのキノと申しますけれども、規制委員会の情報公開の姿勢についてちょっとお伺いしたいのですが、先日、過去に保安院が記者会見で配布して、ウェブにも公開されていた文書が、開示請求に対して、ほぼ真っ黒の黒塗りで出てきたのですね。これは自分でも見たことがありますし、現状、国会図書館のウェブアーカイブにも探せば出てくるのですが、個別のこととはいえ、規制庁設置法で情報公開の徹底が定められていることを考えると、一度公開されていたものが、その後、個別の判断とはいえ、黒塗りで出てくるというのは、法の理念に照らして不適切ではないかとも思えるのですが、規制委員会の情報公開姿勢が後退したようにも見えるのですけれども、委員長として、そういうことがあったというのをどうお考えなのか、コメントいただけないかなと思うのですが。

○田中委員長 私は承知していませんので。

○松浦総務課長 『AERA』の記事を御覧になったのだと思いますけれども、確かに旧組織、保安院時代に公開された資料でございまして、改めて規制委員会、規制庁として情報公開された資料を見て、また訴訟に関係する資料ということで、情報公開法の規定にのっとって不開示とさせていただいたということでございます。

○記者 そういう説明もわかるのですけれども、なので、委員長に、一度公開されていて、しかも今でもウェブを探せば出ているわけですよ。これを黒塗りにするというのは、開

示請求者に対する、情報公開法のそもそもの理念に照らしても、かなり不利益になるものであって、その辺、要するに、規制委として、そういう対応を承知して。

○松浦総務課長 まさに情報公開法にのっとって我々は処理しているので、もし御不満があれば、いろいろな審査請求もございますし、最後は裁判所で争っていただければいいと思います。

○記者 一度公開されていたものを黒塗りにするというのは、規制委の田中委員長としても問題はないと考えているのですか。

○田中委員長 詳細ないきさつがわからないから、私から問題があるとか、ないとかは申し上げることはできないですね。

○記者 確認していただいて、先ほども言ったように、規制委の設置法の情報公開の徹底ということ。

○田中委員長 今、総務課長からお答えしているのだから、そういうふうにしていただいたらいいと思います。

○記者 そういうことですかね。では、問題はないということですかね、委員長としても。わかりました。

○司会 それでは、時間になりましたので、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

—了—